

# がじまる

2011  
春号

平成23年5月1日

No.362

発行／沖縄県県民生活センター  
電話 (098)863-9212  
〒900-0036 那覇市西3丁目11番1号  
沖縄県三重城合同庁舎4階

「くらしの情報誌がじまる」は、沖縄県県民生活課のホームページでもご覧いただけます。 <http://www.pref.okinawa.jp/seikatsu/>

## 消費生活相談事例

### 『住宅用火災警報器の設置義務化を悪用した訪問販売にご注意ください!』



#### 相談事例

独り暮らしの高齢の母親宅へ、火災警報器の設置義務について書かれたチラシコピーを持った販売員が来訪し、「今購入申込をすると、火災警報器代金は8千円だが消火器を無料でサービスする」と言葉巧みに勧められ、内金4千円を支払い購入申込をした。商品は1週間後に納品、設置してもらう予定であったが約束の日を過ぎても販売員は来なかった。母に渡されたのは1枚の注文表のみで、判読不明の文字と金額と思われる文字はあるが、連絡先や販売店名は記載されてない。だまされたと思うので警察に届ける予定だが、高齢者が同様な被害に遭わないよう貴センターでも注意喚起してほしい。(40代女性)

#### アドバイス

平成16年の消防法の改正に伴い、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅は平成18年6月1日より適用され、既存住宅は各自治体の条例で定めることになっており沖縄県の場合は平成23年5月31までに設置するよう定められています。

この設置義務を悪用して、「取り付けないと罰せられると言われた」「市役所から取り付けに来たとそをつかれた」「高額だった」といった強引な訪問販売の勧誘が全国で多発しており、県内でも同じような手口の苦情相談が数件寄せられています。

訪問販売の場合、申込書面または契約書面を受け取った日から8日間はクーリングオフにより無条件撤回となり、支払ったお金も返金となるのが原則です。しかし、相談事例のように販売店の連絡先が不明な場合は被害の回復は困難となります。高齢者がこのようなトラブルに巻き込まれないよう、家族や周囲も注意しサポートすることが大切です。

★消防署や市役所・町村役場の職員が訪問販売をすることはありません。

★住宅用火災警報器は、ホームセンターや電器店などで購入できます。

賃貸住宅に住んでいる方は、管理会社や貸主に確認してみましょう。

★住宅用火災警報器について、ご不明な点がありましたら次の電話番号へご相談ください。

住宅用火災警報器相談室

電話番号 0120-565-911

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

(正午～午後1時までを除く。土、日及び祝祭日は休み)

くらしの中の危険 [このコーナーでは、くらしの中に潜む製品事故に関する記事を紹介します。]

## 『行楽シーズン到来！ レジャーでの事故にご注意ください！』

### バーベキューに潜む危険

#### カセットボンベが爆発

出典「(独) 製品評価技術基盤機構発行  
製品事故から身を守るために(身・守りハンドブック)」

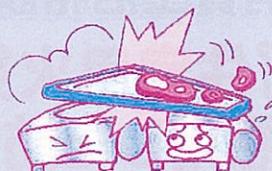


事例① ➡ カセットこんろを使用中にカセットボンベが爆発し、15人がやけどを負った。

事例①の原因 ➡ カセットこんろを2台並べ、その上に大きな鉄板を置いた状態で使用したため、鉄板からの放射熱でカセットボンベが加熱されてボンベ内の圧力が異常に上昇し、爆発したものでした。

#### △注意しましょう

- ・こんろを並べたり、こんろを覆うような大きななべなどは使用しないでください。
- ・ボンベは、こんろに適合したものを使用してください。
- ・こんろやボンベを熱源の近くには絶対に置かないでください。



#### ゼリー状着火剤のつぎ足しで大やけど

出典 「(社) 全国消費生活相談員協会発行 ブックレットシリーズ No.78」

事例② ➡ 炭を使ってバーベキューを始め、炎が消えかけたので、ゼリー状の「着火剤」をつぎ足したところ、突然炎が大きくなり顔、腕にやけどをし、入院した。

事例③ ➡ 最初、紙に火をつけて炭に着火しようとしたが、なかなかつかなかつたので、半分使ったゼリー状の着火剤の容器の蓋を開け、炭に向けて容器から搾り出そうとしたところ、着火剤に火がついて膝に飛び散り、手で払ったが手の甲と足首に重度のやけどをした。

事例②の原因 ➡ 着火剤には引火しやすいメチルアルコールが使われています。これに引火しました。

事例③の原因 ➡ 半分使用した着火剤は容器の中で揮発してガス化した成分がこもっています。これに引火して炎が吹き出てきたものです。

#### △注意しましょう

- ・着火剤は非常に引火しやすいので、取扱説明書をよく読んで正しく使うことが大切です。
- ・火力が弱い時に着火剤をつぎ足すと、突然炎が大きくなり危険です。また、揮発したガスは想像以上に広がって炎が広範囲に及ぶことがあります。点火する時は、十分に安全な距離をとりましょう。
- ・点火した後、着火剤のキャップを開けたまま放置しておくのも大変危険です。

#### ◆消費生活のご相談・お問い合わせは、お近くの相談窓口へ

受付時間 月曜日～金曜日 9時～12時、13時～16時（土・日・祝日は休みです）

・県民生活センター メインセンター

☎ 098-863-9214

・県民生活センター（宮古分室）

☎ 0980-72-0199

・県民生活センター（八重山分室）

☎ 0980-82-1289